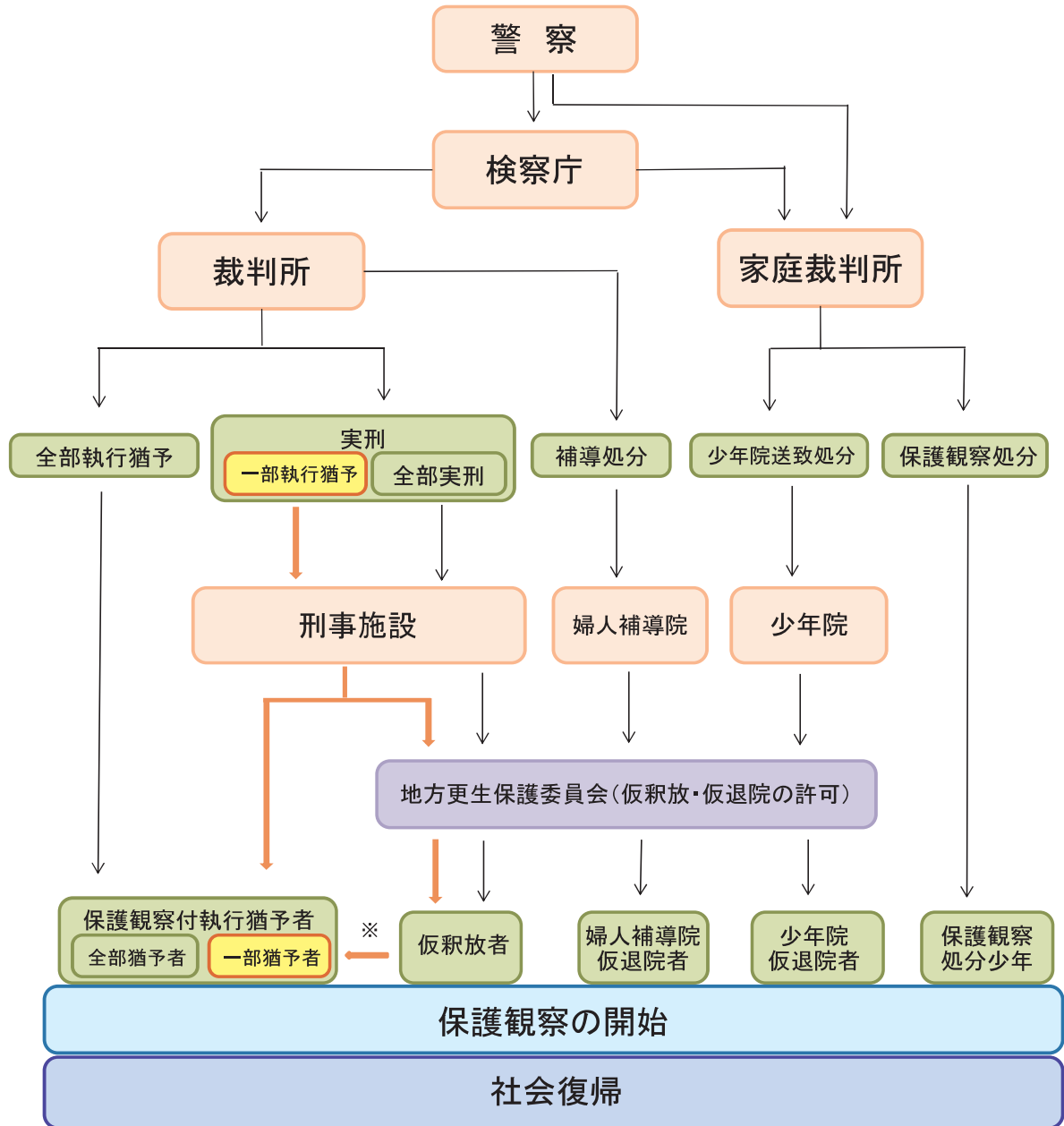


1 刑事司法手続の流れ

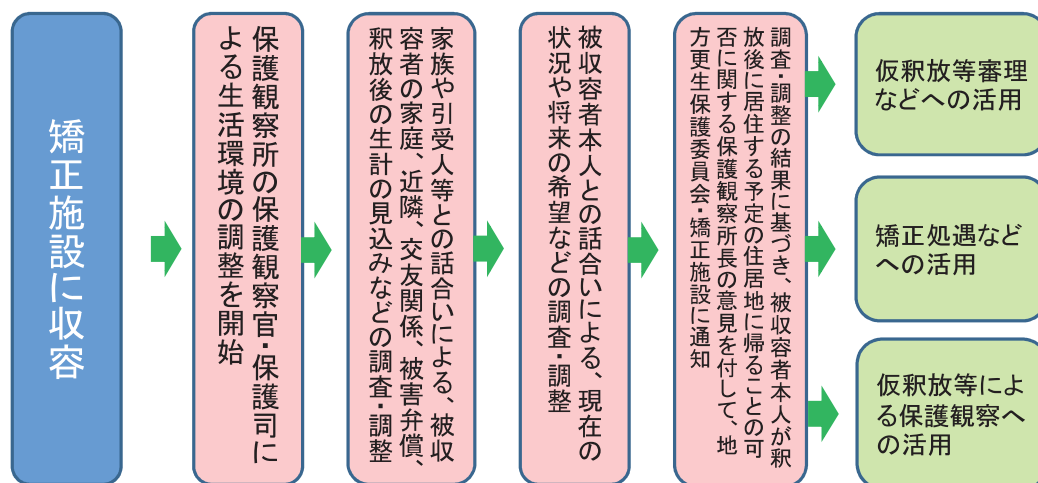


※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

2 更生保護

●生活環境の調整

刑事施設や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに、円滑な社会復帰を目指すもの。



●保護観察

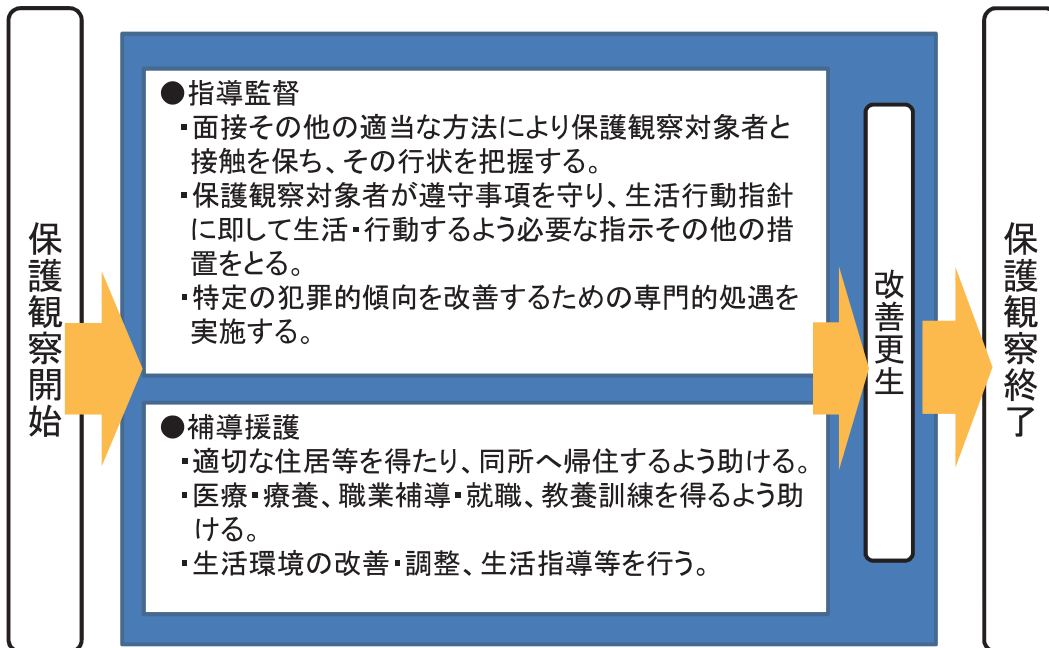
【保護観察の目的・種類】

犯罪をした者又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年(家庭裁判所で保護観察に付された少年)	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者(少年院からの仮退院を許された少年)	原則として20歳に達するまで
仮釈放者(刑事施設からの仮釈放を許された人)	残刑期間
保護観察付執行猶予者(裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者(婦人補導院からの仮退院を許された人)	補導処分の残期間

【保護観察の方法】

保護観察官（心理学、社会学、教育学、その他更生保護に関する専門的知識に基づき、更生保護に関する事務に従事する国家公務員）及び保護司（法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えているボランティア）が協働して、指導監督・補導援護を行う。



刑の一部の執行猶予制度の概要

現行制度

◎ 刑期の全部を実刑とするか、刑期の全部を執行猶予とするかの2つしか選択肢がない。

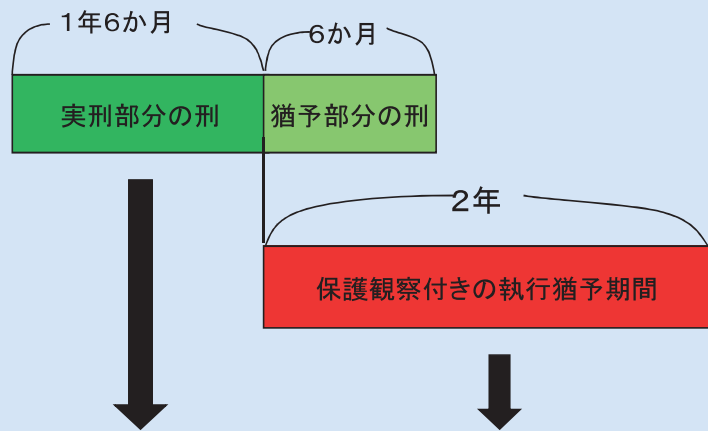
◎ 刑務所出所者の再犯防止・社会復帰のための仕組みとして仮釈放制度があるが、仮釈放期間が短く十分な地域移行ができずに、期間の経過後再犯に至るケースが多数

刑の一部の執行猶予制度

◎ 3年以下の懲役・禁錮を言い渡すとき、判決で1～5年の間その一部の執行を猶予することができる。

- ・禁錮以上の実刑に処せられたことがない初犯者等(薬物使用等の罪を犯した者を含む。)が対象
→猶予中保護観察に付することができる(裁判所の裁量)。
- ・薬物使用等の罪を犯した者は、初犯者でないもの(累犯者)も対象
→猶予中は必ず保護観察に付す。

例) 懲役2年、うち6か月につき2年間保護観察付き執行猶予



刑事施設内における処遇
+
地域社会における処遇(保護観察)